

防災分野のデータ流通促進のための調査検討業務

資料3-1

他の情報グループとのデータ連携等にむけた 規約等の策定検討

令和7年12月18日

1. 今年度の検討概要

経緯・概要

- 令和4・5年度には、複数の情報共有グループを区分し、そのうち災害対応機関間でのデータ流通のルールを、新総合防災情報システムの利用規約として策定した。
- 令和6年度には、他の情報共有グループとのデータ連携にむけたルールの策定方針として、①総合防災情報システム利用規約の改訂 ②連携先の情報流通基盤の運営事業者との合意事項を記載した契約文書（以下、合意文書という）作成を行う旨を整理した。
- 今年度は、上記方針に則り、利用規約の改訂・合意文書作成について検討する。

検討方針

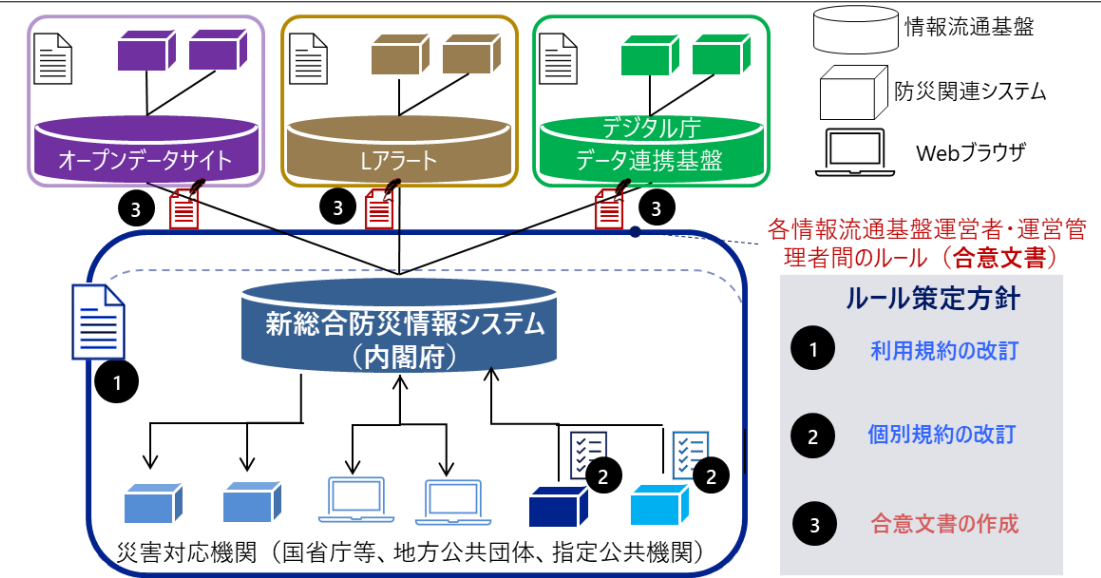


- 総合防災情報システム利用規約（改訂版）、新総合防災情報システムと他の情報共有グループの情報流通基盤（オープンデータサイト・Lアラート・デジタル庁データ連携基盤）間のデータ連携のための合意文書の事務局案を作成する。
- 新総合防災情報システムへのデータ提供者、他の情報流通基盤の運営管理者への意見聴取を踏まえ、利用規約改訂案・合意文書案を精緻化する。
- 新総合防災情報システムの参加者に対して、利用規約改訂案・合意文書案の照会を行ったうえで、最終稿を作成する。

アウトプット

- 総合防災情報システム利用規約改訂案
- 新総合防災情報システムと他の情報共有グループの情報流通基盤（オープンデータサイト・Lアラート・デジタル庁データ連携基盤）間のデータ連携のための合意文書案

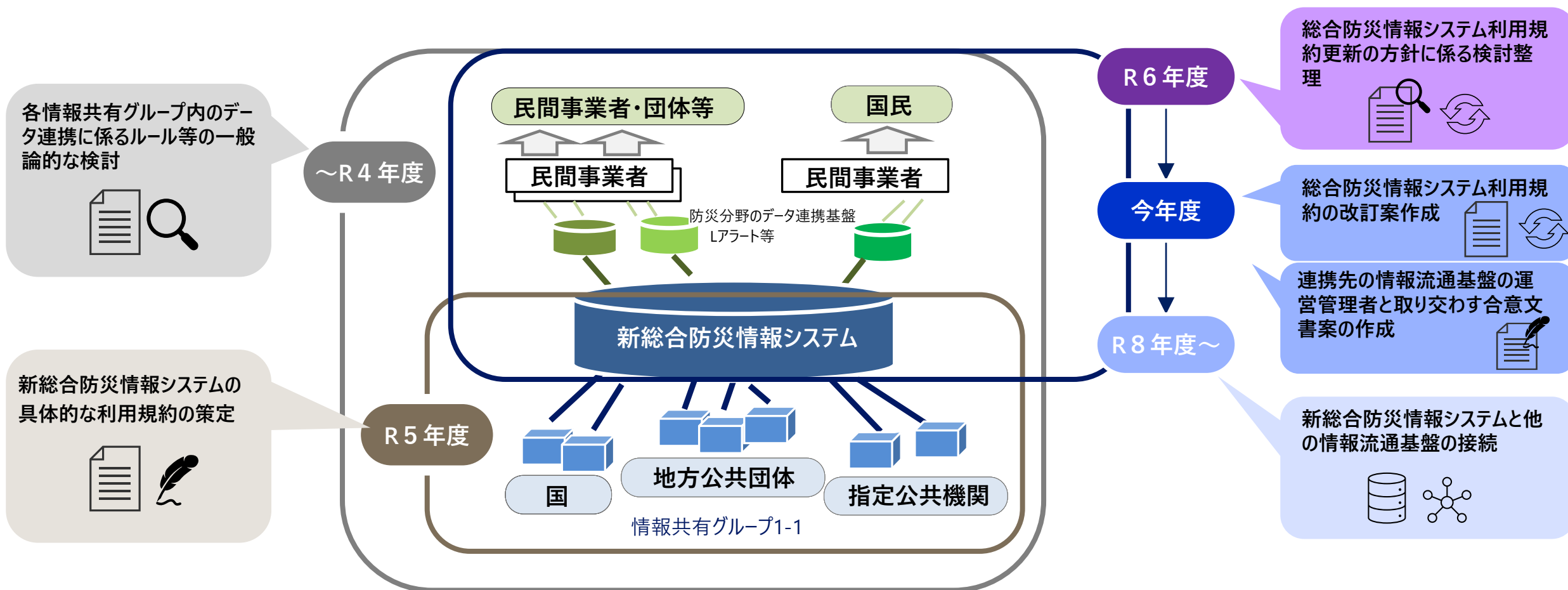
今年度の検討内容（イメージ図）



2. 過年度の検討

2.1. 検討の全体像・経緯

- 令和5年度までに、防災分野での情報用途等の異なる複数の情報共有グループを区分し、各情報共有グループ内のデータ連携に係るルール等の一般論的な検討を行ったのち、災害対応機関間でのデータ流通の具体的なルールを、新総合防災情報システムの利用規約として策定した。
- 令和6年度には、他の情報共有グループの情報流通基盤とのデータ連携にむけたルールの策定方針を整理した。
- 次年度以降の新総合防災情報システムと他の情報流通基盤の接続に向けて、今年度は、上記方針に則り利用規約の改訂案・合意文書案を作成する。



2. 過年度の検討

令和5年度第1回WG検討会で提示（一部修正）

2.2. 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の利用規約（1）基本的な考え

- 令和5年度の検討において、新総合防災情報システムの利用規約を策定するにあたっては、以下の「基本的な考え」に立脚した。

災害対応で有用となるデータを参加者が相互に利用できること

- － 災害対応機関の活動に資することを共通の目的に、できるだけ参加者相互のデータ共有を図る

取扱いに注意が必要なデータは、適切な配慮のもと共有されること

- － 災害対応では、取扱いに注意が必要なデータ（例：誤差を含む推計データ、未確認データ等）も不可欠であることから、適切な取り扱いのもと共有ができるようなルールとする

災害発生後に、応急対応のために重要となった情報項目も柔軟に取り扱いができること

- － 事前に設定した情報項目以外の情報項目も取扱いができるようなルールとする

将来的な改善・発展等に対応できること

- － 利用規約は、今後の災害対応の経験等を踏まえ更新等をしやすいような規約の構成・内容とする。
 - ・ 今後に発生する災害対応等での知見に基づく、災害対応機関間での情報共有ルールの改善・更新作業を想定した構成等とする
 - ・ 将来的には、デジタル庁のデータ連携基盤など、より幅広い目的・関係者の情報流通基盤へのデータ流通の枠組みへの発展可能性も視野に構成等を検討する

2. 過年度の検討

2.2. 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の利用規約（2）構成（1/2）

- 新総合防災情報システムの利用規約は令和6年4月26日から施行されており、全参加者・運営管理者のルールを定めた利用規約と各データ提供者・運営管理者間のルールを定めた個別規約の標準ひな型である別紙で構成されている。

新総合防災情報システムの利用規約（条項は次ページ参照）

	概要
第1章 定義等	本システムの目的と利用規約内の用語の定義等を規定
第2章 本取組への参加	参加者の実施事項及び参加には申請が必要であり、申請によってアカウント発行されることや業務の委託が可能であること等を規定
第3章 データ提供	データ提供の態様やデータ提供にあたり定めるべき事項、提供データの保証等を規定
第4章 利用データの作成等	運営管理者が提供データにつき、加工や適正化等ができることやデータ利用条件の履行を徹底させること等を規定
第5章 データ利用	データ利用に伴う責任、データ提供者の知的財産権等の不行使等を規定
第6章 参加者の義務	参加者の義務として、適切な設備の確保や個人情報の適切な取扱い等を規定
第7章 アクセス管理	参加者の義務として、自らのアクセス情報について、パスワードの設定等の合理的な措置が必要であること等を規定
第8章 本システムの運営	運営管理者が本システムの不適切な利用等への対応としてアカウント失効やシステムの利用停止させることができることや本システムの推進及び高度化のため学識経験者等専門的知見を有する第三者にデータ提供できること等を規定
第9章 指定データ	内閣府が購入した民間企業の販売データや指定公共機関ではない一般財団法人・独立行政法人等から内閣府が提供を受けたデータなども本システムへ提供可能であること等を規定
第10章 損害賠償及び免責	損害賠償及び免責について規定
第11章 本取組の変更・終了	利用規約の変更プロセスや本取組が終了する際のプロセスについて規定
第12章 一般条項	秘密保持契約や反社会的勢力の排除等一般条項等を規定

別紙

データ提供にあたり個別規約において定めるべき事項及び定めることができる事項

別紙1

提供データごとに、個別規約において定めるべき事項（必須設定項目）の全て及び定めることができる事項（任意設定項目）のうち必要な事項を定める。

（必須設定項目）

- ・提供データの名称
 - ・提供データのデータ種別
 - ・提供データの提供態様
 - ・提供データに係るデータ利用条件（別表1に定める）
- （任意設定項目）
- ・提供データが包含するデータ項目
 - ・提供データの更新頻度
 - ・提供データの提供頻度
 - ・提供データのデータ形式
 - ・その他

別表1

提供データに係るデータ利用条件の設定項目及び設定内容（以下略）

2. 過年度の検討

2.2. 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の利用規約（2）構成（2/2）

■ 本利用規約の条項は以下の通り。

第1章 定義等	
第1条	目的
第2条	定義
第3条	契約関係
第2章 本取組への参加	
第4条	本取組の内容
第5条	参加の申込み
第6条	参加者による委託
第3章 データ提供	
第7条	提供データの提供
第8条	提供データの保証
第4章 利用データの作成等	
第9条	運営管理者による利用データの作成
第10条	利用データの取扱い
第5章 データ利用	
第11条	利用データの利用
第12条	システム連携によるデータ利用の責任関係
第13条	提供データ等に係る知的財産権等
第6章 参加者の義務	
第14条	参加者設備
第15条	本システム及びその運用の改善
第16条	違反行為の通知
第17条	個人情報の取扱い
第7章 アクセス管理	
第18条	運営管理者によるアクセス管理
第19条	参加者によるアクセス管理

第8章 本システムの運営	
第20条	善管注意義務
第21条	本システムの不適切な利用等への対応等
第22条	本システムの利用の停止
第23条	本システムの不具合等
第24条	本システムのセキュリティ対策
第25条	運営の委託
第26条	情報集約・共有の推進及び高度化の検討
第9章 指定データ	
第27条	指定データの取扱い
第10章 損害賠償及び免責	
第28条	損害賠償
第29条	免責
第11章 本取組の変更・終了	
第30条	本規約の変更
第31条	本取組の終了
第12章 一般条項	
第32条	秘密保持義務
第33条	反社会的勢力の排除
第34条	譲渡禁止
第35条	言語
第36条	準拠法
第37条	合意管轄
第38条	紛争の解決

2. 過年度の検討

2.3. 情報共有グループ（1/2）

令和6年度第1回WG検討会で提示（一部修正）

- 令和4年度の検討にて、防災分野で想定されるステークホルダー間の代表的な情報流通パターンを、情報の用途等の異なる複数の情報共有グループに分類する整理を行った。

情報共有グループの分類

情報共有グループ

1 災害対応機関間のデータ流通



- 行政機関（国、都道府県、市区町村）、災害対応関係民間事業者（指定公共機関、医療機関、応援協定締結事業者等）等の間で行われるデータ流通。
- 被災地での活動や、その全体調整・後方支援のためにデータが使われる。
- 国まで連携するデータ流通と、市区町村・都道府県レベルにとどまるデータ流通に細分化できる。

2 国民等へのデータ流通



- 行政機関（国、都道府県、市区町村）、指定公共機関等から、国民等に対して行われる一方向のデータ流通。
- 被災地等に対して面的に行う一斉広報。
- マスメディア等を介した間接広報と、データ提供者から国民への直接広報が存在。
- 間接広報には情報配信基盤が用いられる場合がある。

サブグループ

1-1 国・都道府県レベルのデータ流通

1-2 都道府県・市区町村レベルのデータ流通

2-1 マスメディア等を介した間接広報

情報共有グループ

3 一般民間事業者間のデータ流通



- 一般民間事業者の間で行われるデータ流通。
- データ利用者となる一般民間事業者は、流通されたデータをもとにBCPを実行する。
- 有償データのやりとりを含む。

4 被災者個々の支援のためのデータ流通



- 行政機関、地域団体（NPO、ボランティア等）、住民団体等の間で行われるセクター間のデータ流通。
- 被災者一人ひとりの支援のために、細かなデータが流通。必要に応じて個人情報を含むデータを扱う。
- 中間支援組織等を仲介した個人情報を扱わないデータ流通と、市区町村等から地域団体等への個人情報を含むデータ流通に細分化される。

サブグループ

3-1 商用サービスによるデータ流通

4-1 支援団体等への個人情報を含まないデータ流通

4-2 個人情報を含むデータ流通

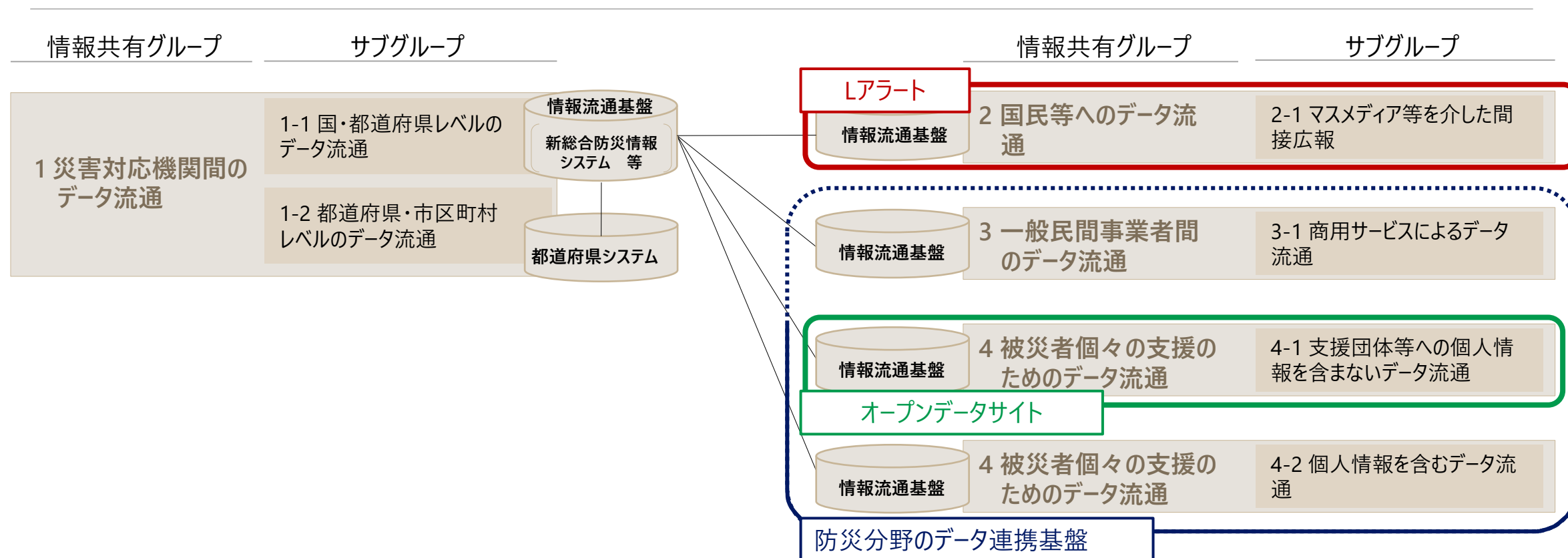
2. 過年度の検討

2.3. 情報共有グループ（2/2）

令和6年度第1回WG検討会で提示（一部修正）

- 令和6年度から、それまでに検討整理した各情報共有グループにおける情報共有ルールの留意点等を踏まえ、具体的な各情報流通基盤との連携にむけたルール整備の検討を開始した。
- 検討の際は、連携先の情報流通基盤として、オープンデータサイト・Lアラート・デジタル庁にて検討中の防災分野のデータ連携基盤を想定する。

本業務の検討対象とする情報流通基盤



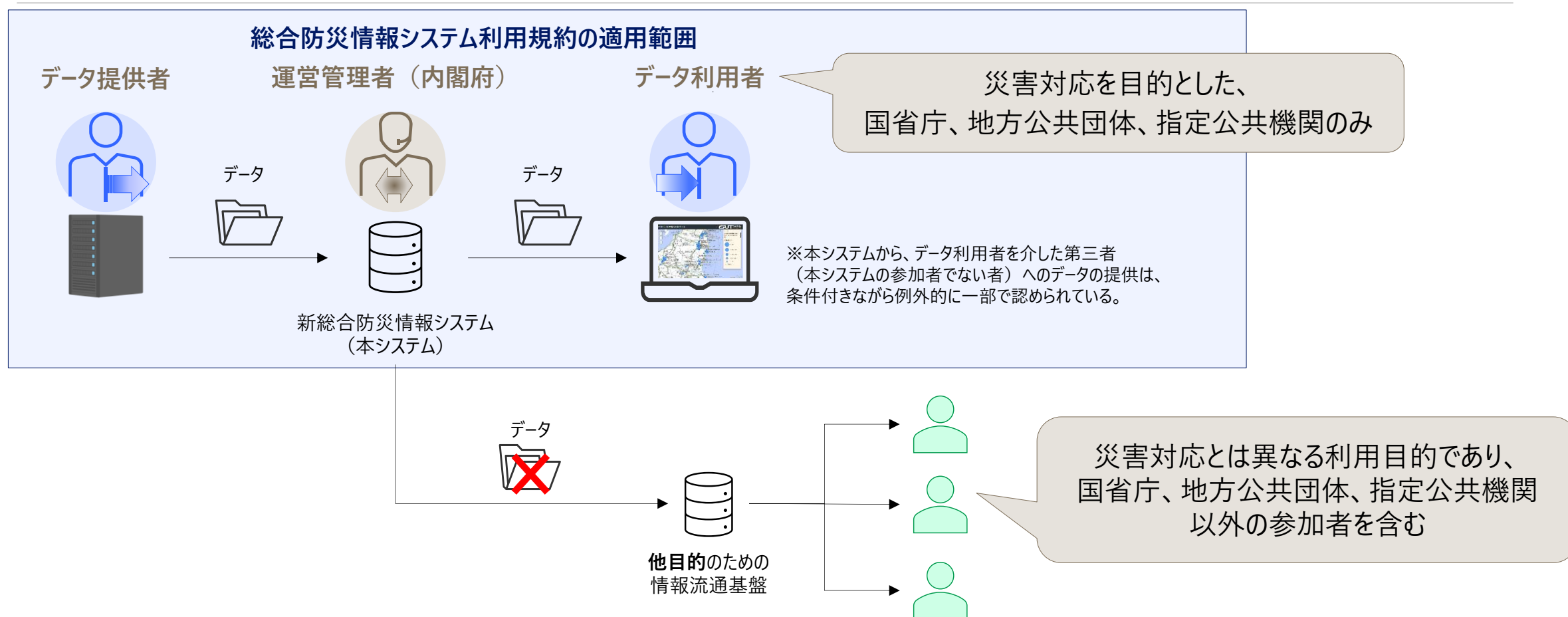
2. 過年度の検討

令和6年度第2回WG検討会で提示（一部修正）

2.4. 他の情報共有グループとの連携にむけた課題（1/2）

- 現行の新総合防災情報システムの利用規約第1条で、「災害対応機関間における情報の迅速かつ円滑な集約及び共有」「災害対応機関が災害対応を迅速かつ的確に行う」ことを利用目的とした参加者（国省庁、地方公共団体、指定公共機関）による情報流通を規定。
- 一方、連携検討先の情報流通基盤では、他の利用目的での情報流通が、異なる種別の参加者（例：一般住民向け防災情報伝達アプリ事業者等）で想定されており、新総合防災情報システムの利用規約の適用範囲外である。

総合防災情報システム利用規約の適用範囲のイメージ

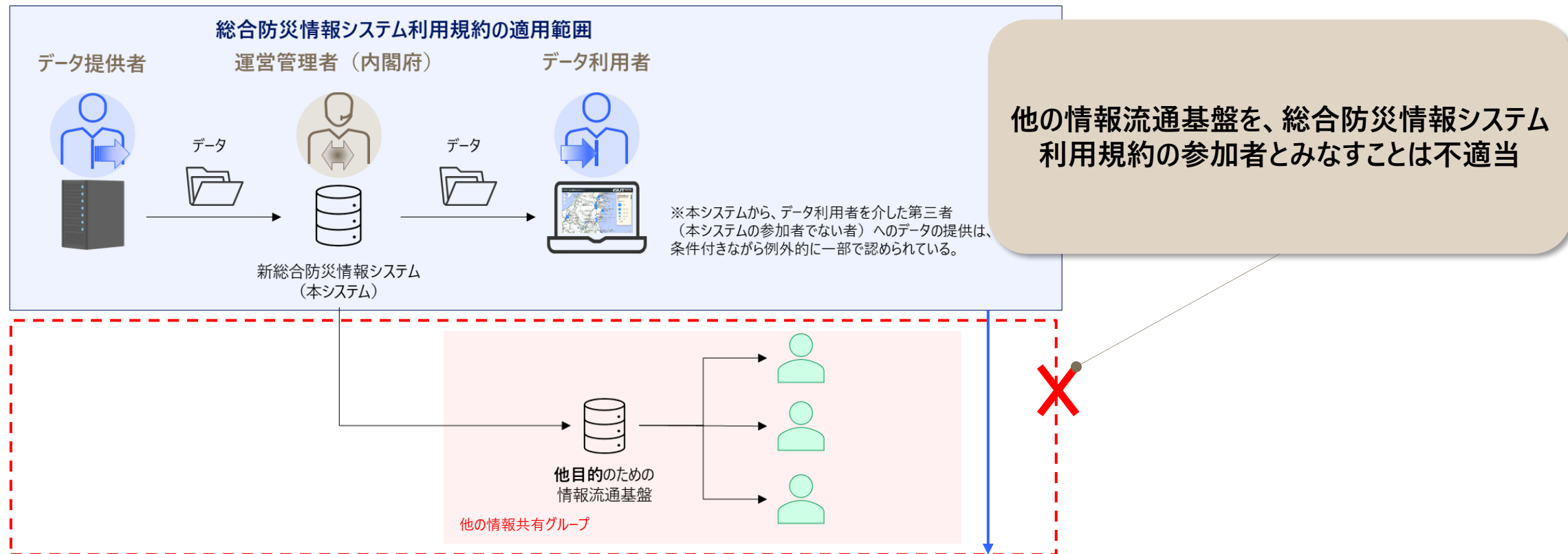


2. 過年度の検討

2.4. 他の情報共有グループとの連携にむけた課題（2/2）

- 前頁に記載のとおり、新総合防災情報システムと他の情報流通基盤では、情報の利用目的が異なる。
- また、他の情報流通基盤側での参加者審査の体制もあるため、他の情報流通基盤を利用規約の適用対象とする場合、他の情報流通基盤側のルールに新総合防災情報システムが介入することにもなりえる。
- したがって、他の情報共有グループとの連携のために、他の情報流通基盤を総合防災情報システム利用規約の参加者とみなすことは不適當である。

他の情報流通基盤を総合防災情報システム利用規約の参加者に加える場合のイメージ



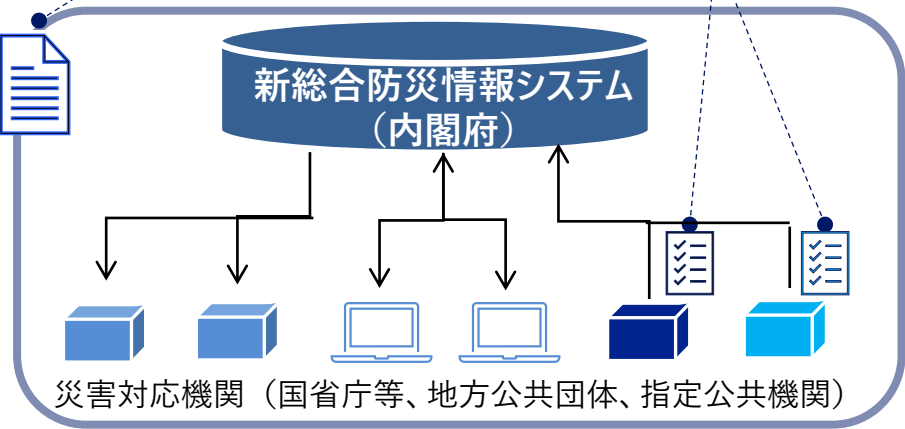
3. 今年度検討の全体方針（1/2）

- 前掲の課題に対応し、新総合防災情報システムと他の情報流通基盤との間でデータ共有を実現するために、ルール面では「利用規約の改訂」「個別規約の改訂」「合意文書の作成」の3点を実施する方針である。

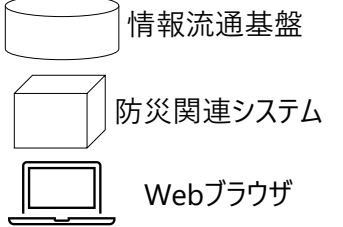
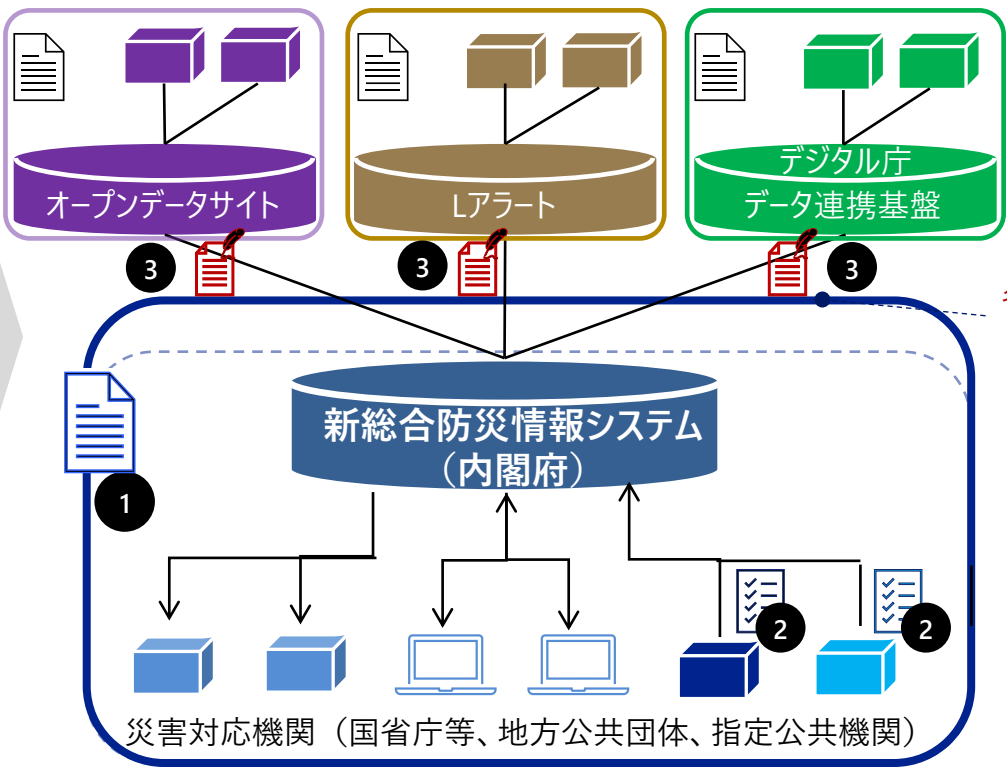
現状のルールの全体像

全参加者・運営管理者のルール
（利用規約）

各データ提供者・運営管理者
間のルール（個別規約）



将来におけるルールの全体像



各情報流通基盤運営者・運営管
理者間のルール（合意文書）

ルール策定方針

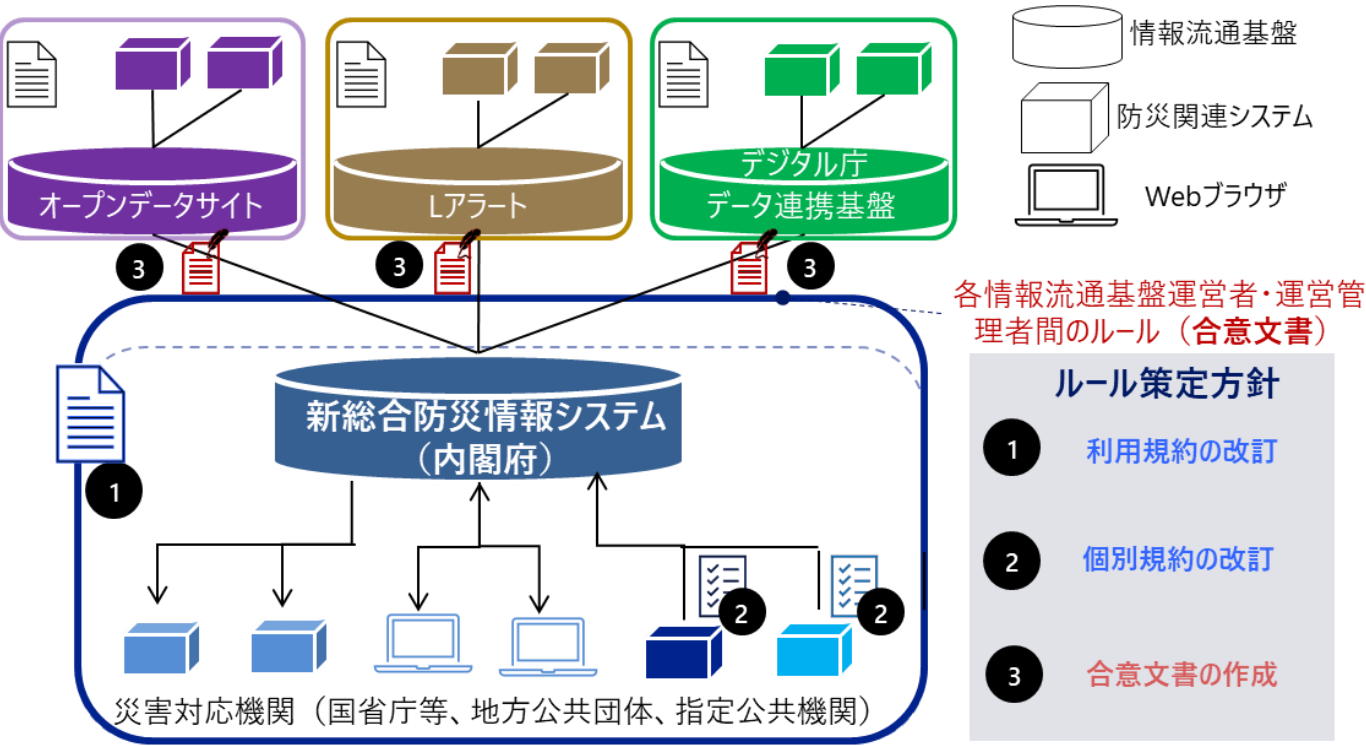
- 1 利用規約の改訂
- 2 個別規約の改訂
- 3 合意文書の作成

1 利用規約の改訂	現行の総合防災情報システム利用規約では災害対応機関間のデータ共有のみを念頭に置いているところ、災害対応機関以外の主体へのデータ共有を担う情報流通基盤との間でのデータ共有も実施する旨を新たに規定する
2 個別規約の改訂	各データ提供者・運営管理者間で締結済みの個別規約は「災害対応機関間に限ったデータ共有」を前提にデータ利用条件を定めているところ、前提が「災害対応機関以外の主体へのデータ共有を担う情報流通基盤へのデータ共有も含みうる」と変更されたケースにも対応できるようにする
3 合意文書の作成	災害対応機関以外の主体へのデータ共有を担う情報流通基盤の運営管理者と新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の運営管理者（内閣府政策統括官（防災担当））との間でデータ共有に係る合意文書を作成する

3. 今年度検討の全体方針（2/2）

- 本日は、「利用規約の改訂」「個別規約の改訂」「合意文書の作成」を実施するための、それぞれの具体的な検討方針等を報告する。

将来におけるルール全体像（再掲）



検討方針 概要

1 利用規約の改訂	✓ 他の情報流通基盤とのデータ共有を許容する旨を規定する新条を設ける ⇒ 4 章で報告
2 個別規約の改訂	✓ 利用規約改訂に伴い、各データ提供者・運営管理者の間に、個別規約を再締結する ⇒ 5 章で報告
3 合意文書の作成	✓ 各情報流通基盤に依らない共通の約定事項は、「共通ポリシー」としてまとめて規定する ✓ 共通ポリシーは総合防災情報システム利用規約を参照しつつ作成する ⇒ 6 章で報告

4. 利用規約の改訂

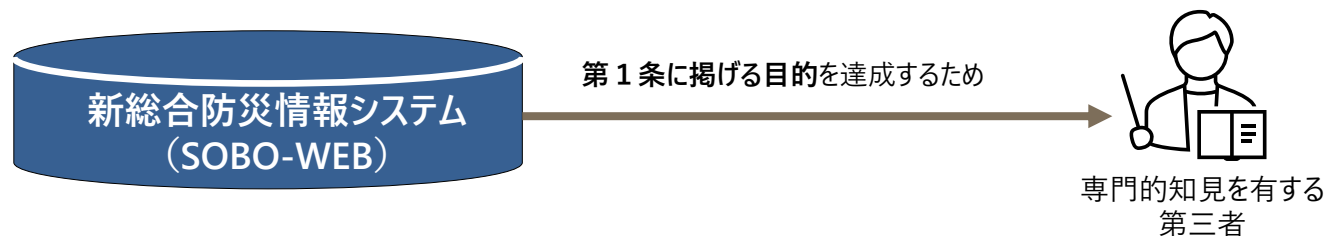
4.1. 利用規約本文の改訂 (1) 現行利用規約の精査 (1/2)

- 新総合防災情報システムの参加者でない者とのデータ共有を許容する規定としては、既に第26条（情報集約・共有の推進及び高度化の検討）が存在する。
- 第26条では、第1条に掲げる目的を達成するため、新総合防災情報システムの情報集約・共有の推進及び高度化を検討する場合に限定しつつも、運営管理者が新総合防災情報システムの参加者ではない専門家にデータ提供することを許容する旨を規定している。

総合防災情報システム利用規約 第26条（情報集約・共有の推進及び高度化の検討）

- 1 運営管理者は、第1条に掲げる目的を達成するため、災害対応機関間における情報の集約及び共有について、その推進及び高度化の検討に努めなければならない。
- 2 前項の検討のため、運営管理者は、利用データ及び提供データ並びに本システムに関係する情報を利用することができる。
- 3 第1項の検討のため、運営管理者は、専門的知見を有する第三者に必要な協力（以下「本協力業務」という。）を求める。
- 4 本協力業務の遂行のため、運営管理者は、本規約とは別に規約を定め、当該規約に基づいて、当該第三者に対し利用データ及び提供データ並びに本システムに係る情報を提供して利用させることができる。
- 5 前項の提供を行う場合、運営管理者は、当該第三者に対し、本協力業務の遂行について、本規約に基づき運営管理者が負う義務と同等の義務を遵守させなければならない。

現行の利用規約にも、新総合防災情報システムの参加者ではない者へのデータ提供を許容する規定が存在



4. 利用規約の改訂

4.1. 利用規約本文の改訂 (1) 現行利用規約の精査 (2/2)

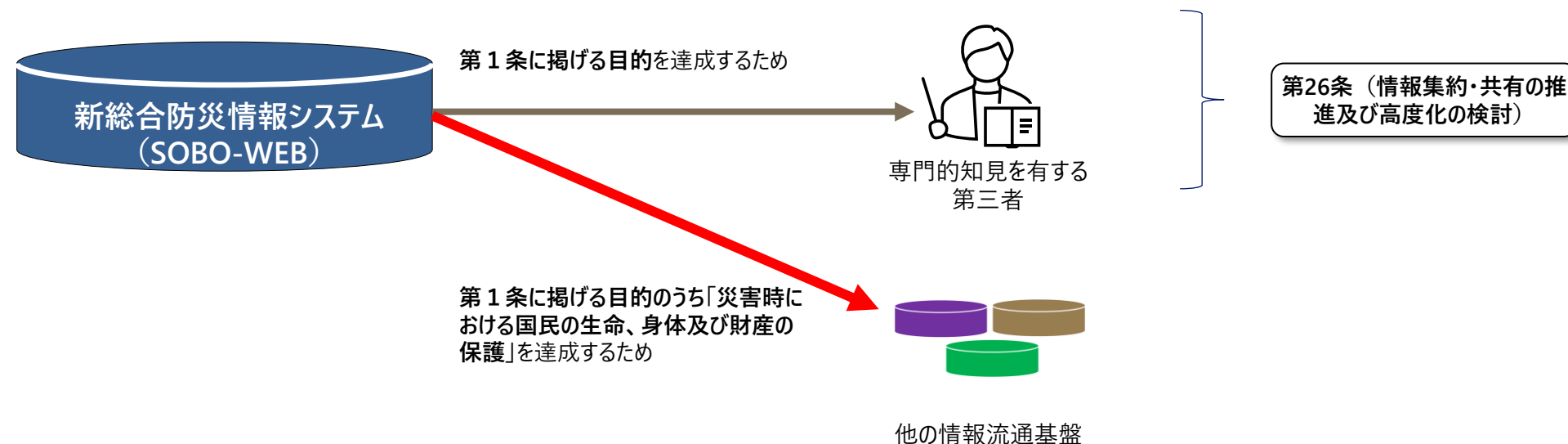
- 他の情報流通基盤とのデータ共有も、その目的は「第1条に掲げる目的」の一部である「災害時における国民の生命、身体及び財産の保護」であると解釈しうるため、新総合防災情報システムの目的を否定することにはならない。

総合防災情報システム利用規約

第1条 (目的)

本規約は、内閣府政策統括官（防災担当）（以下「運営管理者」という。）が令和6年4月に運営を開始した総合防災情報システム（以下「本システム」という。）に関し、本システムを通じたデータ共有の取組（以下「本取組」という。）に参加する全ての主体が遵守すべき義務等を定めることにより、誤差を有する推計情報、未確認の情報等を含む様々な情報の災害対応機関間における迅速かつ円滑な集約及び共有を図り、各災害対応機関が災害対応を迅速かつ的確に行うことができる環境を整備し、もって災害時における国民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的とする。

下線部：第1条に掲げる目的

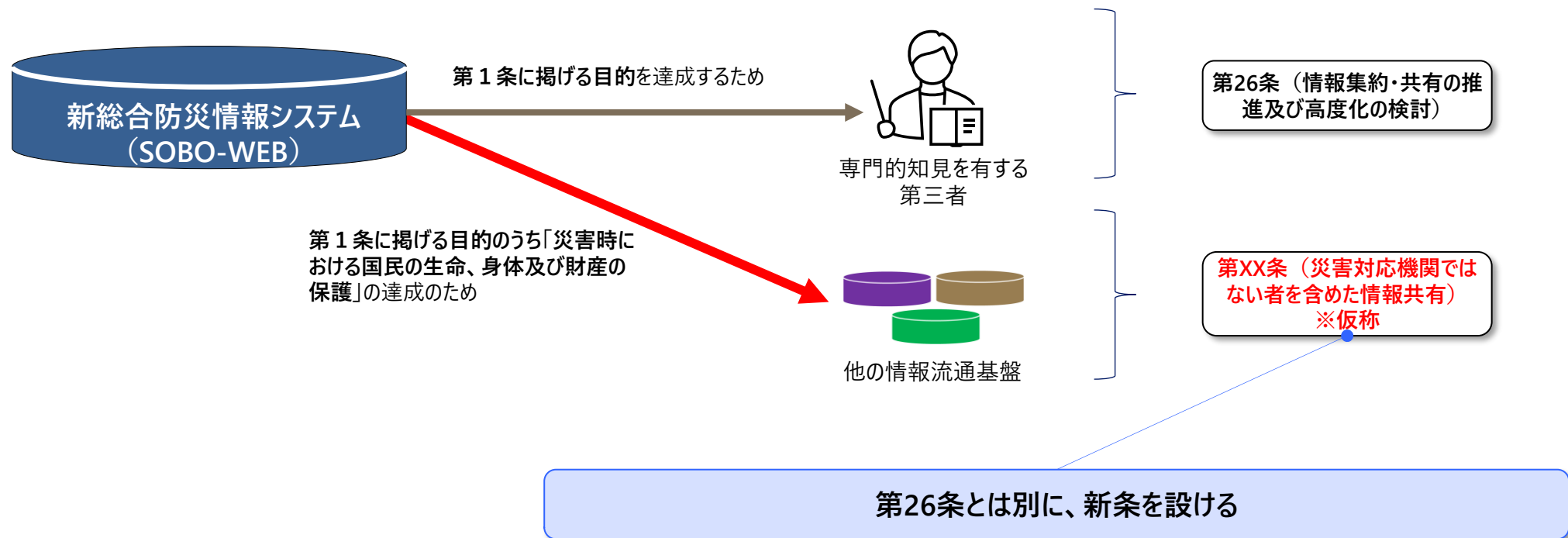


4. 利用規約の改訂

4.1. 利用規約本文の改訂 (2) 改訂方針 (案)

- 他の情報流通基盤とのデータ共有は、第1条（目的）には反しないとはいえ、第26条に定める「情報集約・共有の推進及び高度化の検討」とは別種の実組であるため、当該条項を適用することはできない。
- そのため、他の情報流通基盤とのデータ共有を許容する旨を規定する新条を設ける方針を検討している。

利用規約の改訂方針 (案)



4. 利用規約の改訂

4.2. 利用規約別紙の改訂

- 本文の改訂に加え、データ提供者が他の情報流通基盤へのデータ提供に係る意思表示を個別規約においてできるように、別紙を改訂する必要がある。
- 具体的には、他の情報流通基盤によるデータ利用も認めるか否かを設定できるようにし、かつ他の情報流通基盤が利用するデータにもデータ利用条件を付すことができるように、利用規約別紙を改訂する方針を検討している。

現行利用規約 別紙 1

総合防災情報システム利用規約

別紙 1 データ提供にあたり個別規約において定めるべき事項及び定めることができる事項

提供データごとに、個別規約において定めるべき事項（必須設定項目）の全て及び定めることができる事項（任意設定項目）のうち必要な事項を定める。

（中略）

別表 1（提供データに係るデータ利用条件の設定項目及び設定内容）

「データ利用者」のうち「指定行政機関等」及び「地方公共団体」の内容は、本規約第 5 条第 4 項に基づき運営管理者から共有される全ての参加者の名称に関する一覧（以下「本一覧」という。）に定める。

（中略）

下記からデータ利用者及びシステム連携先利用者の範囲を設定（複数選択可）

- ・いずれかの指定行政機関等
- ・いずれかの地方公共団体
- ・いずれかの指定公共機関
- ・範囲を問わない

（後略）

改訂方針（案）

- 1 「・範囲を問わない」を選択した場合には、「他の情報流通基盤によるデータ利用も認めるか」を設定できるようにする
- 2 「他の情報流通基盤の利用も認める」場合、他の情報流通基盤が利用するデータにもデータ利用条件を付すことができるようにする

5. 個別規約の改訂

- 個別規約は、各データ提供者・運営管理者の間で個別に締結されるルールであり、その標準ひな型は利用規約別紙にて定められている。
- そのため、前掲の利用規約別紙の改訂に伴って、個別規約も改訂する（＝各データ提供者・運営管理者の間で再締結する）必要があると考えられる。

利用規約別紙

データ提供にあたり個別規約において定めるべき事項及び定めることができる事項

別紙 1

提供データごとに、個別規約において定めるべき事項（必須設定項目）の全て及び定めることができる事項（任意設定項目）のうち必要な事項を定める。

（必須設定項目）

- ・提供データの名称
- ・提供データのデータ種別
- ・提供データの提供態様
- ・提供データに係るデータ利用条件（別表 1 に定める）

（任意設定項目）

- ・提供データが包含するデータ項目
- ・提供データの更新頻度
- ・提供データの提供頻度
- ・提供データのデータ形式
- ・その他

別表 1

提供データに係るデータ利用条件の設定項目及び設定内容
（以下略）

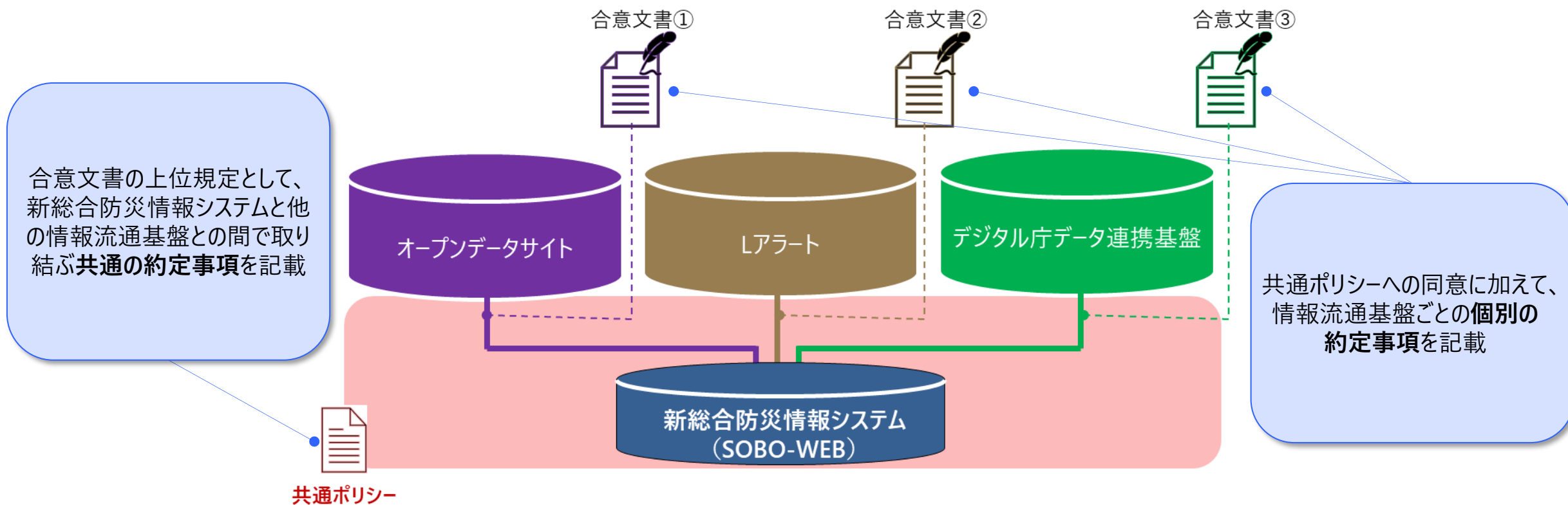
利用規約別紙の改訂に伴って、
個別規約も改訂する必要があると考えられる

別紙の内容を標準ひな型にして個別規約を締結

6. 合意文書の作成

6.1. 合意文書のドキュメント構成 (1) 共通ポリシーの設置

- 新総合防災情報システムと他の情報流通基盤との間で取り結ぶ約定事項の中には、情報流通基盤に依らない共通の約定事項が多く存在する。
- 運用の容易さのために、個別の合意文書のみならず、上位規定として「共通ポリシー」を設け、共通の約定事項をまとめて規定する方針を検討している。



6. 合意文書の作成

6.1. 合意文書のドキュメント構成 (2) 文書イメージ (案)

- 共通ポリシー・個別の合意文書の文書イメージ (案) を示す。



共通ポリシー

(仮称) 新総合防災情報システム (SOBO-WEB) と他の情報流通基盤とのデータ連携に関する共通ポリシー

令和●年●月●日
内閣府政策統括官 (防災担当)

第 1 条 (目的)
...

第 2 条 (定義)
1 ...
2 ...

第 3 条 (○○○)
1 ...
2 ...

共通ポリシーへの
合意

情報流通基盤
ごとの個別の
約定事項



合意文書

(仮称) 新総合防災情報システム (SOBO-WEB) と○○○○のデータ連携に係る合意事項

内閣府政策統括官 (以下、「甲」とする) と○○○ (以下、「乙」とする) は、新総合防災情報システム (SOBO-WEB) と他の情報流通基盤とのデータ連携に関する共通ポリシー (令和●年●月●日 内閣府政策統括官 (防災担当)) (以下、「共通ポリシー」とする) に基づき、新総合防災情報システム (SOBO-WEB) と○○○○のデータ連携を行うことに合意する。

附則
第 1 条 共通ポリシー第 3 条第 1 項 (2) に定めるデータ利用条件は以下のとおりとする。

	■ ■ データ	▼ ▼ データ
データの利用可能期間	・災害対応業務の実施期間	・災害対応業務の実施期間 ・災害後の検証の実施期間
データの利用目的		
データの取扱いにおける注意事項		
データの取扱いにおける注意事項 (詳細)		
(以下略)		

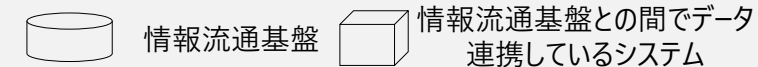
第 2 条 共通ポリシー第●項に定める●●●●は●●●●とする。

令和●年●月●日
甲 内閣府政策統括官 (防災担当) ●●●●
乙 ○○○○ ●●●●

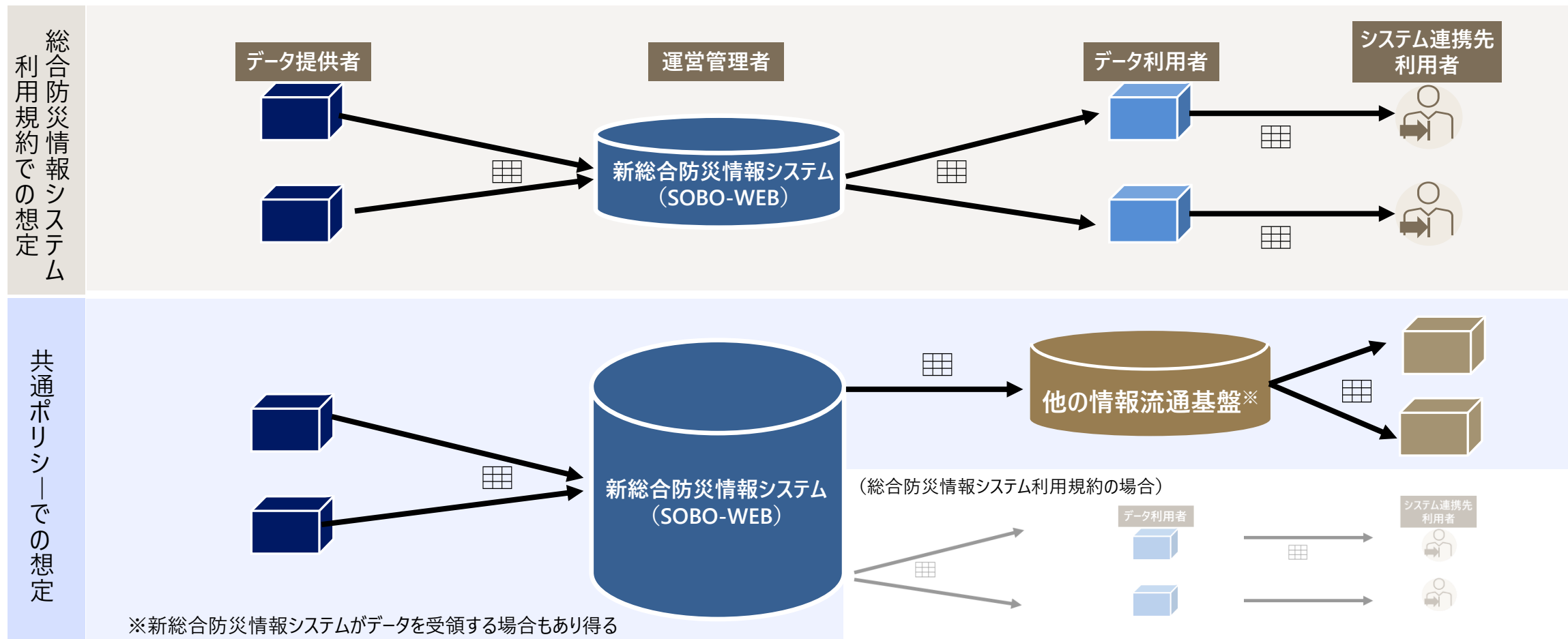
6. 合意文書の作成

6.2. 共通ポリシーの作成方針 (1) 総合防災情報システム利用規約・共通ポリシー間のステークホルダー・データフローの比較

- 総合防災情報システム利用規約が想定しているステークホルダー間のデータフロー構造は、共通ポリシーが想定しているデータフロー構造と類似している。



データフロー構造の比較

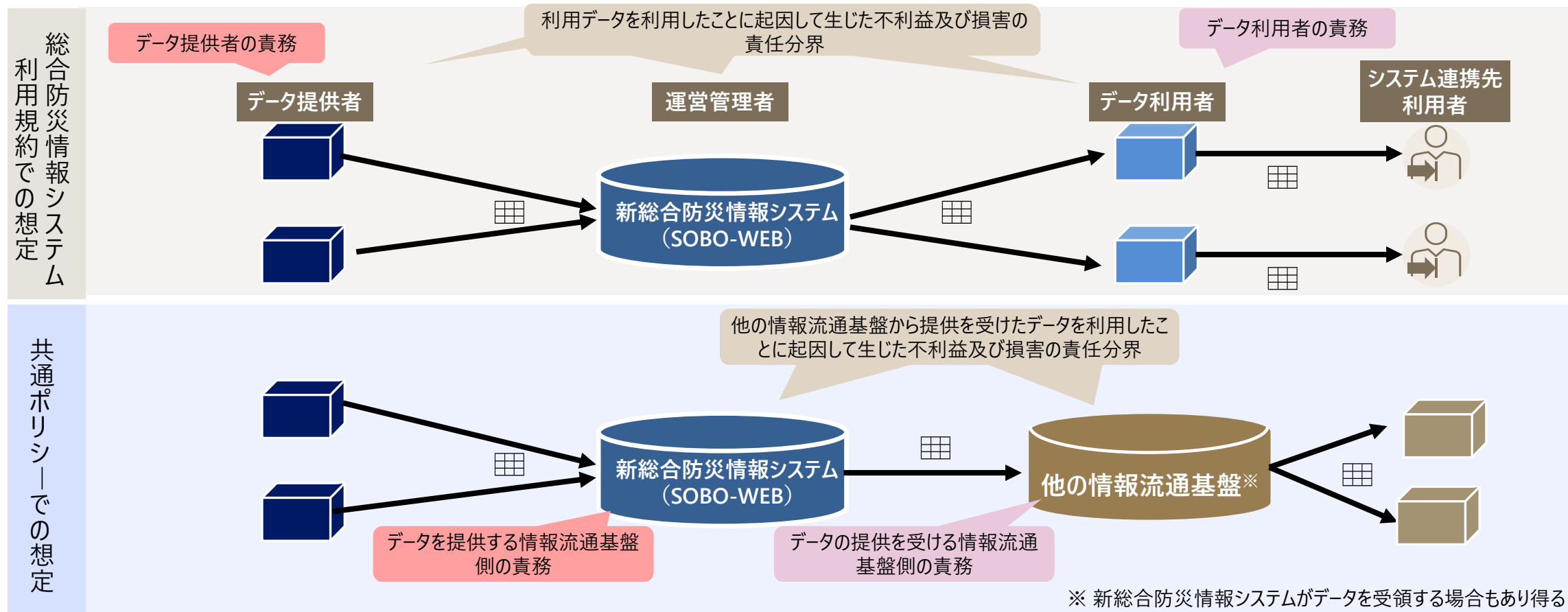


6. 合意文書の作成

6.2. 共通ポリシーの作成方針 (2) 総合防災情報システム利用規約・共通ポリシー間のルール検討論点の比較

- 利用規約・共通ポリシーそれぞれのデータフロー構造が類似していることから、データフロー上におけるルール上の検討論点も類似していると考えられるため、共通ポリシーにて規定することとなる各ステークホルダーの責務等は、利用規約を起点に検討するのが適当と考えられる。

ルール上の検討論点（例）の比較

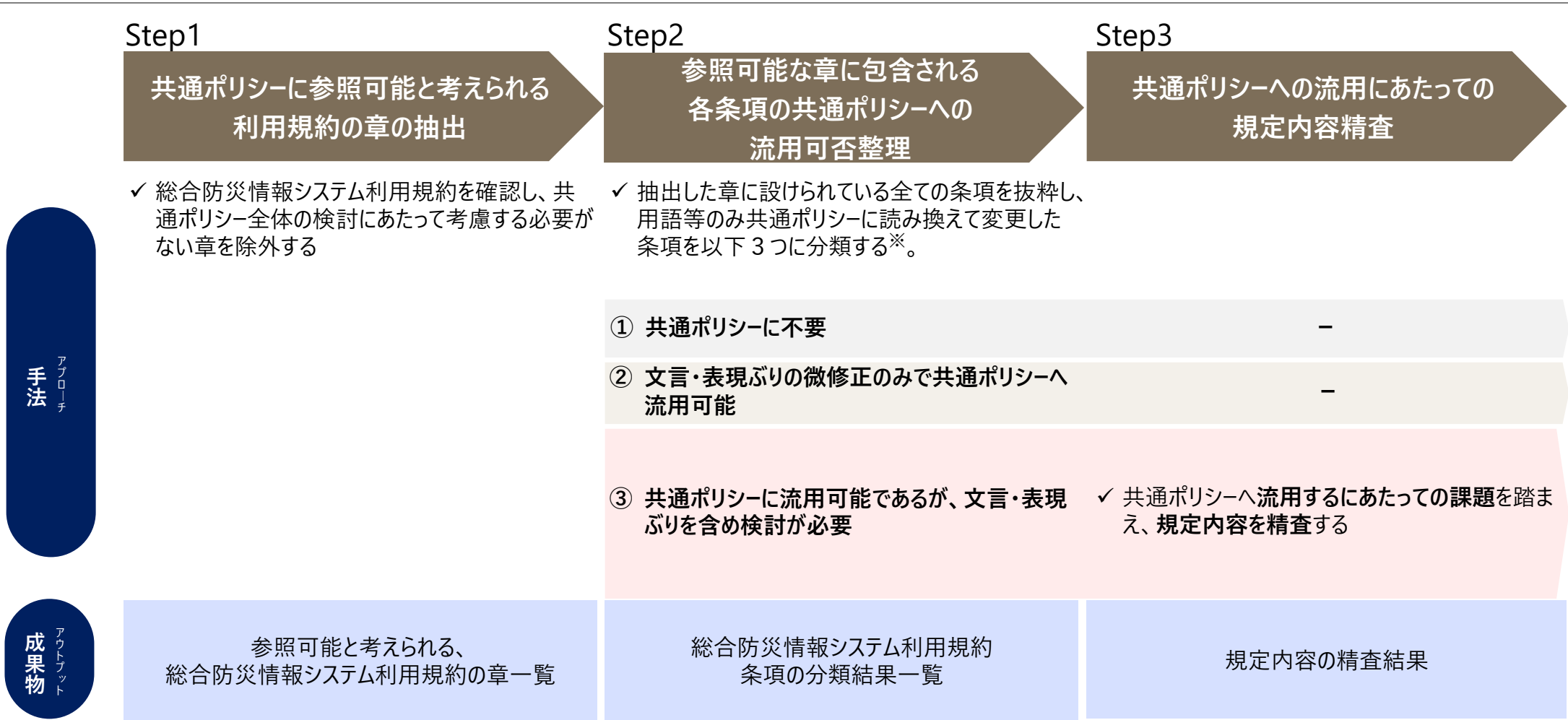


6. 合意文書の作成

6.2. 共通ポリシーの作成方針 (3) 具体の検討手順 (案)

- 総合防災情報システム利用規約を起点として、利用規約の章・条項の共通ポリシーへの流用可否整理、流用にあたっての規定内容精査を通じて、共通ポリシーの具体的な規定内容を検討する想定である。

検討手順 (案)



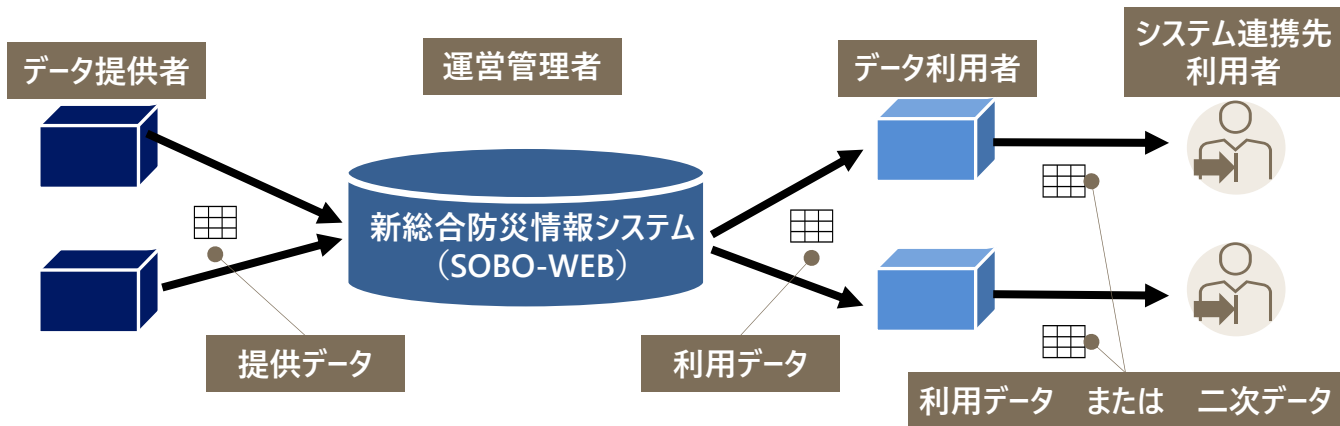
※ 共通ポリシーには、利用規約を起点としない合意事項も含まれうるが、それらは関係機関への意見聴取等を踏まえて必要に応じて追加する方針とする。

6. 合意文書の作成

6.2. 共通ポリシーの作成方針 (4) ステークホルダー・データ連携に係る用語の定義 (案)

- 規定内容の検討に入る前に、共通ポリシーにおいて登場するステークホルダー・データ連携に係る用語定義を検討した。
- なお、「原提供者」「データ提供先基盤利用者」は共通ポリシーの当事者ではないが、共通ポリシー上に登場しうるステークホルダーであるため用語定義の対象としている。

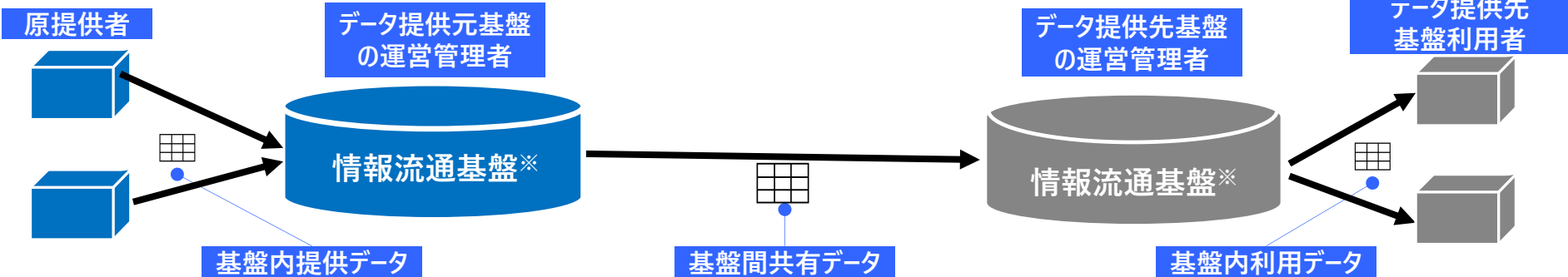
総合防災情報システム
利用規約での用語定義



	定義※
データ提供者	国省庁等・地方自治体・指定公共機関のうち、所定の手続きにより新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の参加者となり、本システムにデータを提供する者。
提供データ	データ提供者が運営管理者に提供したデータ。
運営管理者	新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を運営する内閣府政策統括官（防災担当）。
利用データ	提供データに対し運営管理者が必要な範囲で加工等を行ったデータであって、データ利用者が利用するもの。
データ利用者	国省庁等・地方自治体・指定公共機関のうち、所定の手続きにより本システムの参加者となり、本システムからデータの提供を受ける者。
システム連携先利用者	データ利用者が、システム連携を通じて本システムから提供を受けた利用データを提供し、閲覧させ又は加工等させて利用させる者。
二次データ	データ利用者が利用データを加工等したデータ。

※ 主旨が変わらない範囲で利用規約の表現ぶりから変更している

共通ポリシーでの
用語定義 (案)



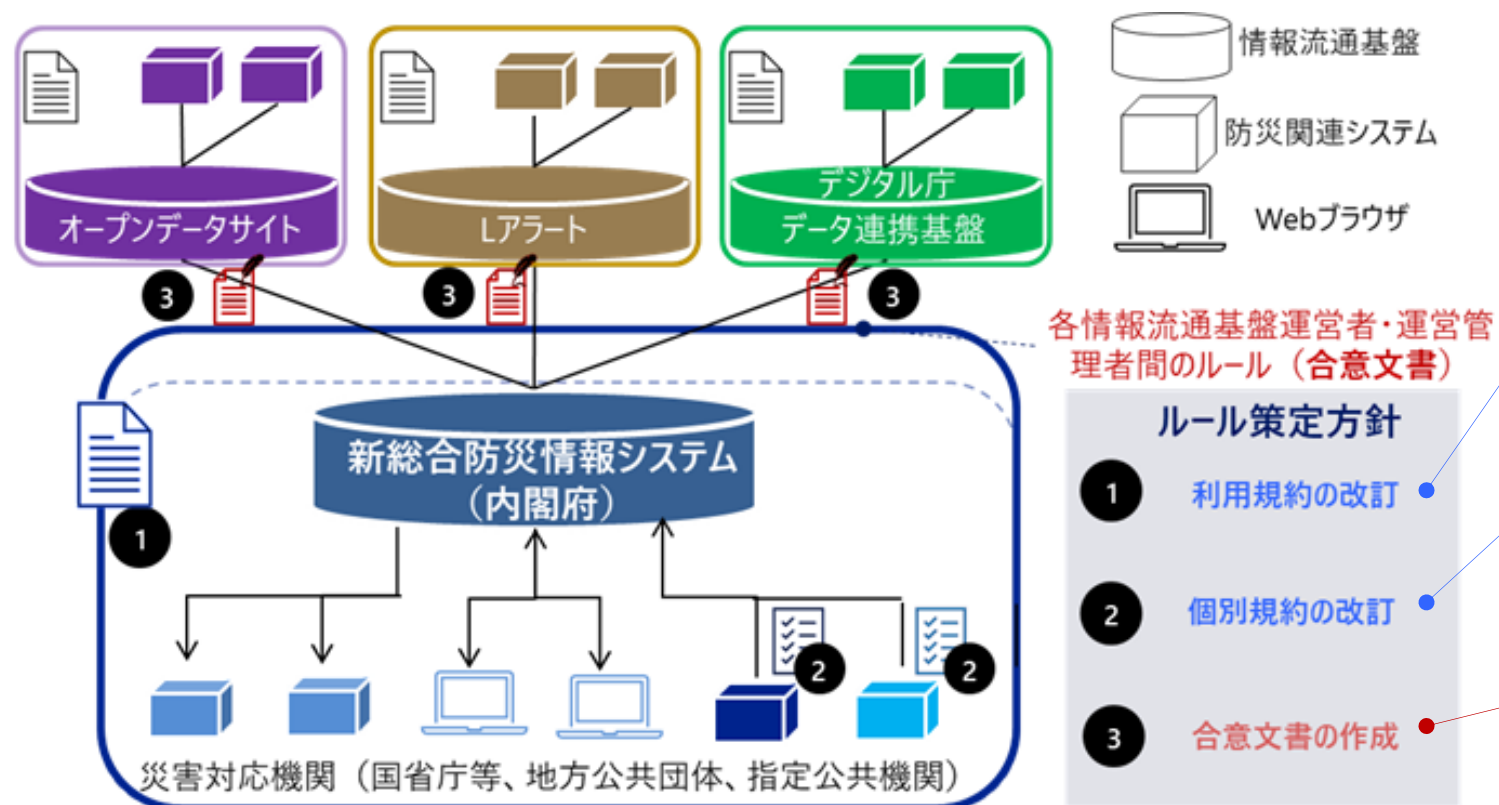
	定義（厳密な表現は追って検討する）
原提供者	データ提供元基盤がデータ提供先基盤に提供する基盤間共有データの元となる基盤内提供データをデータ提供元基盤に提供する者。
基盤内提供データ	情報流通基盤間のデータは原提供者⇒データ提供元基盤⇒データ提供先基盤⇒データ提供先基盤利用者の流れとなるが、原提供者⇒データ提供元基盤の断面のデータを基盤内提供データ、データ提供元基盤⇒データ提供先基盤の断面のデータを基盤間共有データ、データ提供先基盤⇒データ提供先基盤利用者の断面のデータを基盤内利用データとよぶ。
データ提供元基盤	基盤内提供データを必要な範囲で加工等を行い基盤間共有データとしてデータ提供先基盤へ提供する者。
データ提供先基盤	データ提供元基盤から提供を受けた基盤間共有データを必要な範囲で加工等を行い基盤内利用データとしてデータ提供先基盤利用者へ提供する者。
データ提供先基盤利用者	データ提供先基盤から基盤内利用データの提供を受けそれを利用する者。

※ 新総合防災情報システム、オープンデータサイト、Lアラート、デジタル庁データ連携基盤のいずれも、データ提供元基盤、データ提供先基盤の双方たり得る

7. 今後の予定

- 本日は、新総合防災情報システムと他の情報共有グループの情報流通基盤との連携にむけて、「①利用規約の改訂」「②個別規約の改訂」「③合意文書の作成」それぞれの事務局内での検討方針・検討状況を報告した。
- 今後、各ステークホルダーとの調整等を経て、利用規約改訂案・合意文書案を作成する予定である。

将来におけるルール全体像（再掲）



今後の予定

- ✓ 新総合防災情報システムのデータ提供者への意見聴取
- ✓ 新総合防災情報システムの参加者への照会
- ✓ 利用規約改訂案の作成

- ✓ 利用規約（改訂版）の施行後、データ提供者と個別規約を再締結

- ✓ 共通ポリシーに関する他の情報流通基盤の運営管理者への意見聴取、個別の約定事項の調整
- ✓ 新総合防災情報システムの参加者への照会
- ✓ 合意文書案の作成

